

山梨県公報

第二千三百四十五号

平成二十五年

八月十二日

月 曜 日

目次

告示

道路の供用開始……………五三七
道路の区域変更(三件)……………五三七

公告

指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(四件)……………五三八

教育委員会

博物館法による博物館登録の抹消……………五四〇
博物館法による博物館に相当する施設の指定……………五四一

公安委員会

一般競争入札について……………五四一

告示

山梨県告示第二百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年九月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月十二日

山梨県知事 横内正明

| | | | | |
|-------|-------|---|--------------|-------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
| 県道 | 平林青柳線 | 南巨摩郡富士川町大字平林字新梨一七三番の一地先から 南巨摩郡富士川町大字平林字八 | 二六五・〇 | 平成二十五年八月十二日 |

ツ面五一番地先まで

山梨県告示第二百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十五年九月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|---|-------------|--------------|-----------------|--------------|
| | 旧 | 新 | | |
| 南都留郡道志村字月夜野官有無番地先から 南都留郡道志村字月夜野四〇三番の内一地 先まで | 七・五 一五・五 | 一一・五 三一・〇 | | 二八・五 |

山梨県告示第二百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年九月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 駒ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| | 旧 | 新 | | |
| 北杜市白州町白須字堰口官有無番地先から 北杜市白州町白須字中村一一六二番の一地 先まで | 六・二丁 一八・三 | 六・二丁 一八・三 | 二八九・〇 | |
| | 六・二丁 一八・三 | 六・二丁 一八・三 | | |
| | 七・〇丁 三五・六 | 七・〇丁 三五・六 | 二四〇・九 | |
| | 七・〇丁 三五・六 | 七・〇丁 三五・六 | | |

山梨県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年九月二日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年八月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 茅野北杜葎崎線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|---------------|---------------|-----------------|---------------|
| | 旧 | 新 | | |
| 北杜市長坂町富岡字富岡六九番の一地先から 北杜市須玉町若神子新町字五軒家一四五〇番の一地先まで | 六・五丁 一〇・四 | 六・五丁 一〇・四 | 一五〇・八 | |
| | 六・五丁 一〇・四 | 六・五丁 一〇・四 | | |
| | 一〇・四丁 一二・〇 | 一〇・四丁 一二・〇 | 一五〇・八 | |
| | 一〇・四丁 一二・〇 | 一〇・四丁 一二・〇 | | |

公 告

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士吉田市役所に掲示したため、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年八月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

| 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 通知の相手方 |
|--|--|
| 富士吉田市小明見字大澤五六四七の二 | 舟久保安治 |
| 富士吉田市小明見字上松久保五三四一 | 羽田三郎、舟久保新作、宮下伊勢治、宮下勝利、宮下新作、宮下朋明、宮下寅吉、宮下直正、宮下久治 |
| 富士吉田市小明見字上松久保五四〇五の四 | 羽田仲右卫門 |
| 富士吉田市小明見字深平五二九五から五二九七まで 五三一四、五三二五の二 | 宮下和也 |
| 富士吉田市小明見字先土久保四八一の二 | 舟久保太重 |
| 富士吉田市小明見字先土久保四六三の二 | 舟久保隆男 |

- 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年七月十一日山梨県告示第二百三十七号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士吉田市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年八月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

| 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 通知の相手方 |
|--------------------|--------|
| 富士吉田市小明見字堂谷山六二〇二 | 羽田惣左工門 |
| 富士吉田市大明見字河上三二六九の二 | 加賀美學 |
| 富士吉田市大明見字河上三二二二の二 | 桑原希阿 |

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年七月十八日山梨県告示第二百四十号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士吉田市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年八月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

| 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 通知の相手方 |
|-----------------------------------|--------|
| 富士吉田市小明見字章久保五六三二の二 | 羽田嘉矩 |
| 富士吉田市小明見字太郎畝五四四一、五四五八の二、字穴山五五一八の二 | 羽田勝壽 |
| 富士吉田市小明見字章久保五六三三 | 羽田昌記 |
| 富士吉田市大明見字中尾三一六九 | 慈光院 |
| 富士吉田市小明見字太郎畝五四五九の二 | 舟久保清光 |
| 富士吉田市小明見字蟹沢五八九一の五 | 舟久保武 |

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十五年七月十八日山梨県告示第二百四十一号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士吉田市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年八月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

| 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 通知の相手方 |
|---|--------|
| 富士吉田市新倉字大惣利四四八三の四、四四八七の三 | 羽田勝 |
| 富士吉田市小明見字六山五五一八の一、五五四〇、五五四一 | 羽田和仁 |
| 富士吉田市新倉字大惣利四四八八、四四九〇 | 奥脇憲一郎 |
| 富士吉田市新倉字馬越四五三〇 | 舟久保耀 |
| 富士吉田市新倉字馬越四五二九の一、四五二九の二、四五二九の四、四五三〇、四五三二の一、四五三二の三 | 渡辺むつ |
| 富士吉田市新倉字馬越四五三三、四五三四の一 | 渡辺虎夫 |
| 富士吉田市新倉字馬越四五二八 | 渡辺辰美 |
| 富士吉田市新倉字板木沢四四四五の二、四四四五の三 | 渡辺茂美雄 |

富士吉田市新倉字馬越二二三一、二二三二、二二三三、二二三四、二二三五

舟久保耀、渡辺辰美

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十五年七月十八日山梨県告示第二百四十二号

教育委員会

山梨県教育委員会告示第四号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十五条第二項の規定により、次のとおり博物館登録を抹消した。
平成二十五年八月十二日

山梨県教育委員会

教育長 瀧 田 武 彦

一 抹消年月日

平成二十五年六月三十日

二 記号番号

梨博第八号

三 設置者

財団法人山梨伝統産業振興会

四 名称

山梨伝統工芸館

所在地

山梨県笛吹市石和町四日市場一五六六番地

山梨県教育委員会告示第五号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定する博物館に相当する施設として平成二十五年八月二日次のとおり指定した。

平成二十五年八月十二日

山梨県教育委員会

教育長 瀧 田 武 彦

一 施設名

帝京大学 やまなし伝統工芸館

二 所在地

山梨県笛吹市石和町四日市場一五六六番地

三 設置者

学校法人帝京大学

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年八月十二日

山梨県警察本部長 眞 家 悟

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

KAIシステム用端末 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

4 借入場所

山梨県警察本部長が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成二十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十五年山梨県告示第八十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者である

| | |
|---|---|
| <p>こと。</p> <p>10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。</p> <p>11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。</p> <p>12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。</p> <p>13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。</p> <p>（一） 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>（二） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>（三） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの</p> <p>（四） アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>三 入札手続等</p> <p>1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五 二二三五 二二二二</p> <p>2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十五年八月二十三日（金）までの山梨県の休日を含め、条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の交付場所において交付する。</p> <p>3 入札及び開札の日時及び場所 平成二十五年九月二十五日（水）午後二時 山梨県庁県民会館三〇二会議室</p> <p>4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 平成二十五年九月二十四日（火）午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着するよう。</p> <p>5 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違</p> | <p>反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>6 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認められた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>四 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p> <p>3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p> <p>4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十五年九月三日（火）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。</p> <p>5 契約書作成の要否 要</p> <p>6 本契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の物品の借入れを受ける契約とする。</p> <p>7 その他 （一） 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。 （二） 詳細は、入札説明書による。</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the products to be procured Computer Systems for Yamanashi Prefectural Police Information Network, 1 Set</p> <p>2 Date and time for tender</p> |
|---|---|

2:00PM September 25, 2013

3 Bureau in charge

Information System Planning and Direction Section, Information Management

Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police

Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan

TEL 055-235-2121

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番